

ドイツの株式市場と税制

ドイツの株式市場と税制 (未定稿)

ドイツの株式市場の動向

----- 1990年代の後半、株価は総じて右肩上がりで推移

・アメリカの株価との連動性

株式投資の対象の多くは外国株 (1999年 :77%)

・規制緩和や市場整備、金融制度改革の実施

ドイツテレコム株式公開

ノイアマルクト (新興成長企業向け市場) の創設等

(注) 1990年代には証券関係税制の大きな改正は行われていない

ドイツの株式譲渡益課税

伝統的に株式、土地等の譲渡益は原則非課税

(投機売買 保有期間 1年以下の株式売買) 等の譲渡益は課税)



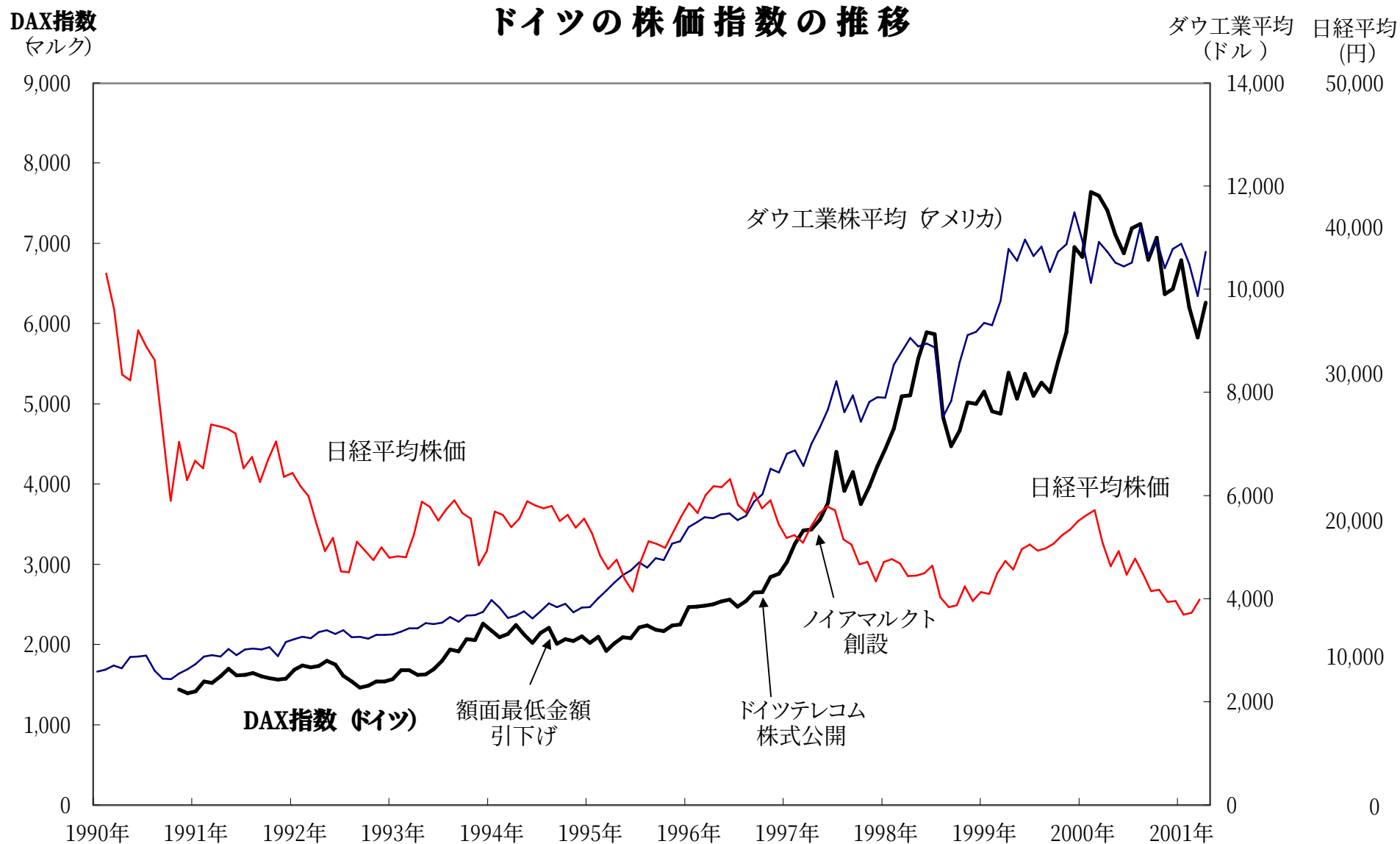
(ドイツの所得税の考え方)

・経常的に発生する収益 ----- 所得と捉える

・一時的に発生する収益 ----- 所得と捉えない

・他の主要国とは異なり制限的所得概念に基づく

・株式投資を政策的に優遇するものではない



上場企業数 (1999年)

	日本	ドイツ
国内企業	1892社	933社
外国企業	43社	7682社

注) 指数の値は月末の終値。

ドイツにおける株式投資について

億マルク)	投資対象		投資主体							非居住者 による 投資
	国内株	外国株	居住者 による 投資	非金融 部門			金融 機関			
				家計	企業	銀行	投信・ 保険			
1991	178	246	412	285	5	270	127	16	112	12
1992	223	164	471	145	9	149	326	85	241	-84
1993	249	212	374	100	66	23	274	123	151	87
1994	393	280	665	261	120	82	405	89	316	7
1995	400	255	688	345	-34	271	343	139	203	-33
1996	405	452	740	320	105	211	421	181	240	117
1997	312	1,007	1,124	242	80	266	882	140	742	195
1998	1,073	1,996	2,047	728	80	846	1,319	198	1,121	1,022
1999	744	2,484	2,207	1,028	170	993	1,179	567	612	1,020
	23%]	17%]	68%]	32%]	5%]	31%]	37%]	18%]	19%]	32%]

注) 1999年の供給 (需要)の合計額: 3,228億マルク

(出典) ドイツ ブンデスバンク資料

個人の株式残高及び金融資産に占める割合

	1984年末		1989年末		1994年末		1999年末	
	残高	割合	残高	割合	残高	割合	残高	割合
日 本	44,990	8.4%	124,154	13.8%	66,448	5.5%	91,982	6.4%
アメリカ	13,436	15.6%	22,051	16.2%	30,474	15.9%	85,425	24.2%
ドイ ツ	367	1.9%	777	2.9%	3,337	6.8%	8,957	12.7%

(備考) 日本銀行「国際比較統計」より作成

- (注) 1. 統計の見直しにより1989年末以前の計数と1994年末以降の計数は不連続である（1994年末の日本の計数は年度末のものである。）。
2. ドイツについては、1984年末及び1989年末は旧西ドイツベースの計数である。
3. 単位は日本：十億円、アメリカ：億ドル、ドイツ：億マルクである。

株式譲渡益課税の国際比較

	日 本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	いずれかの方式を選択		総合課税	総合課税	総合課税 〔 投機売買等 一定のものを除き 非課税 〕	申告分離
	申告分離	源泉分離				
税率	20%＋ 住民税 6%	みなし譲渡益 に対し20%(住 民税非課税) ↓ 売値×1.05%	15～39.6%＋地方税 〔 12ヶ月超保有は 10%、20% ＋地方税 〕	10、20、40%	19.9～48.5%＋連帯付 加税 税額の5.5%)	26%
非課税限度等	改正案) 年間の譲渡益 100万円が非 課税(長期保有 上場株式等)		なし	土地等の譲渡益と合 わせて7200ポンド 約 110万円)が非課税	他の投機売買所得と 合わせて1,000マルク 約5万円)が免税 超 えれば全額が課税)	年間の売値5万フラン 約80万円)が免税 超えれば全額が課 税)
譲渡損失の繰越控除	不可		可	可	不可	可
譲渡損失の損益通算	不可		可 (土地等含め 3000ドルを限度)	不可	不可	不可

(注) アメリカのニューヨーク市の場合 28%程度 (12ヶ月超保有の場合)

主要国における個人所得課税（キャピタルゲイン関係）の主な改正等

日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
明治 20 年（1887） ○所得税の創設 昭和 25 年（1950） ○シャープ税制による包括 的所得概念の導入（キャピ タルゲインも課税） 昭和 26 年～30 年代（1951～） ○シャープ所得税制の再構 築 ・有価証券譲渡益の原則非課 税化（28 年） 昭和 62・63 年（1987・88 年） ○抜本的税制改革 ・株式等譲渡益の原則課税化 （元年）	1913 年 ○個人所得税を再導入 ・包括的所得概念（キャピ タルゲインも課税）	1842 年 ○所得税を再導入 ・制限的所得概念（キャピタ ルゲインは非課税） 1962 年 ○短期キャピタルゲイン課 税の導入 1965 年 ○キャピタルゲイン税創設 （長期キャピタルゲインも 課税対象に）	1920 年 ○連邦所得税の導入 ・包括的所得概念（キャピタ ルゲインも課税） 1925 年 ○連邦所得税の大幅見直し ・現在の個人所得税の原型 ・制限的所得概念（キャピタ ルゲインは原則非課税）	1914～1917 年 ○個人所得課税導入 ・制限的所得概念（キャピタ ルゲインは非課税） 1976 年～78 年 ○キャピタルゲインも原則 課税

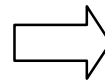
ドイツ 2000 年税制改正

○ 改正の目的 — ドイツ企業の国際競争力の改善、自己資本の増強、国内外からの投資促進

○ 法人の株式譲渡益に対する課税

(現行制度)

○ 資本会社が1年超保有する一定(10%超の持分割合)の外国株の譲渡益のみ非課税

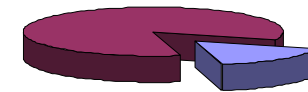


(2002 年 1 月より)

○ 資本会社が1年超保有する株式の譲渡益は非課税。 ただし、株式譲渡損は損金不算入

○ ドイツの企業の大宗 ⇒ 人的会社(合名会社、合資会社)
(個人所得税が課税)

個人事業・人的会社
84%



資本会社 16%

(ドイツ企業の構成)

(注) なお、配当所得に対する法人税と所得税の調整方法等については、2002 年 1 月より、インピュテーション方式が廃止され、完全調整から部分調整に移行する予定(増収措置)

（参考）「包括的所得概念と制限的所得概念」について

ところで、取得型所得概念のもとにおいて、所得の範囲をどのように構成するかについては、二つの考え方がある。一つは、制限的所得概念で、経済的利得のうち、利子・配当・地代・利潤・給与等、反覆的・継続的に生ずる利得のみを所得として観念し、一時的・偶発的・恩恵的利得を所得の範囲から除外する考え方である。この考え方は、所得源泉説あるいは反覆的利得説とも呼ばれるが、イギリスおよびヨーロッパ諸国の所得税制度は、伝統的にこの考え方に基づいており、そこでは、キャピタル・ゲインのような一時的・偶発的利得は、長い間課税の対象から除外されてきた。これに対するアンチテーゼが、包括的所得概念であって、この考え方のもとでは、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成することになり、したがって、反覆的・継続的利得のみでなく、一時的・偶発的・恩恵的利得も所得に含まれることになる。この考え方は、純資産増加説とも呼ばれ、1892年にゲオルク・シャントツによってはじめて体系化され、その後アメリカでもロバート・ヘイグやヘンリー・サイモンズによって主張された。1913年にアメリカ合衆国で採用された連邦所得税制度は、基本的にはこの考え方を採用するものであって、そこでは、イギリスおよびヨーロッパ諸国の制度と異なり、いかなる源泉から生じたものであるかを問わず（from whatever source derived）すべての所得を課税の対象とすることとされた。

この二つの考え方のうち、今日では、次の三つの理由から包括的所得概念が一般的な支持を受けている。第一に、一時的・偶発的・恩恵的利得であっても、利得者の担税力を増加させるものである限り、課税の対象とすることが、公平負担の要請に合致する。第二に、すべての利得を課税の対象とし、累進税率の適用のもとにおくことが、所得税の再分配機能を高めるゆえんである。第三に、所得の範囲を広く構成することによって、所得税制度のもつ景気調整機能が増大する。これらの理由に基づき、諸国の租税制度は、徐々に包括的所得概念の方向に動きつつある。